



大阪府環境影響評価審査会
会長 勝見 武 様

大阪府知事 吉村洋文

産業廃棄物処理施設の設置に係る周辺地域の生活環境の保全に関する
専門的事項に係る意見について（照会）

下記の産業廃棄物処理施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 第 3 項の規定により、周辺地域の生活環境の保全に関する専門的事項に係る意見を求めます。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
和泉市テクノステージ二丁目 3 番 28 号
大栄環境株式会社 代表取締役 金子 文雄
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
和泉市テクノステージ二丁目 3 番 9、10、11 及び 12
- 3 産業廃棄物処理施設の種類
汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (1) 産業廃棄物
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及びがれき類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
 - (2) 特別管理産業廃棄物
汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラメチルシラン、シメジン、チオベンゾカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサジン及びそのイソマー類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。）、廃油（揮発油類、灯油類、軽油類並びに廃溶剤でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン及び1,4-ジオキサジンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。）、廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラメチルシラン、シメジン、チオベンゾカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサジン及びそのイソマー類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る。）、及び感染性産業廃棄物
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力
1 日当たり 220 トン